

市第47号議案 横浜市手数料条例の一部改正消防局関係部分

(液石法に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査手数料の減額項目の追加)

1 趣旨

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」（以下「標準政令」という。）の改正（令和5年12月21日施行予定）に伴い、「横浜市手数料条例」（以下「手数料条例」という。）の「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査申請手数料」（手数料条例第2条第192号）について改正します。

2 手数料条例改正の概要

現在、「液石法」の貯蔵施設及び特定供給設備の完成検査手数料においては、高圧ガス保安法による設置時、変更時に行政等が行う完成検査の済んだ施設が、減額対象になっています。今回の手数料条例の改正は、高圧ガス保安法の一部改正により、新たに新設された高圧ガス保安法第39条の22第1項の「認定高度保安実施者が行う完成検査」が済んだ施設を減額対象に追加します。

また、高圧ガス保安法の一部改正には、令和8年12月21日に施行される内容（高圧ガス保安法第39条の22を同法第39条の11）も含まれており、このことに伴う所要の整備を行います。

<現行>



<改正後>



3 手数料条例改正内容

【新旧対照表】

手数料条例第2条第192号	
新	1件につき、31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項 若しくは第3項又は第39条の22第1項 の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額
旧	1件につき、31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高圧ガス保安法第20条第1項 又は第3項 の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額を合計した額

4 施行期日

減額対象を加える改正については、公布の日から施行します。

また、条ずれに伴う所要の整備については、令和8年12月21日を施行日とします。